



上天草市では、**定住を目的に移住する方を支援するため**、市内の空き家および空き地を登録・公開することで物件の有効活用を通して、移住・定住を支援をはかる「**空き家バンク制度**」を設けています。※詳しくは「上天草市空き家バンク制度実施要綱」をご確認ください。

空き家バンク登録～入居までの流れ（5 STEP）

STEP 1 登録申請

担当窓口までお申し込みください。ご相談はお気軽にどうぞ！

【申請に必要な書類】

「空き家バンク登録申込書（様式第1号）」・「空き家バンク登録カード（様式第2号）」・「固定資産税課税明細書」など所有者を確認することができる書類・「位置図および間取図（様式第3号）」・「運転免許証」など身分証明書の写し

STEP 2 現地調査

現地調査をします。可能な限り所有者さんの同行をお願いします。

【備考】

- * 調査は市職員と（一社）熊本県宅地建物取引業協会の会員が行います。
- * 調査の結果、登録をお断りする場合があります。（水道・電気などライフラインが未整備、立地条件が著しく不便など）

STEP 3 登録

空き家バンク登録後、「完了通知書」を発行します。

【備考】

- * 登録された物件情報は移住情報サイト「上天草に住もう」などインターネット上で公開します。（個人情報とは公開されません）
- * 登録事項に変更があった場合は「空き家バンク登録変更届出書（様式第6号）」を提出してください。
- * 登録者は登録後90日以内に「空き家バンク登録謝礼金制度」の利用申請をすることで登録謝礼金の交付を受けることができます。

STEP 4 紹介・案内

登録された物件は市職員が移住検討者へ紹介します。

【備考】

- * 内見希望者がいた場合、原則として物件を担当する宅建協会の会員と市職員が対応します。ただし鍵の開閉や入居条件の説明が必要な場合に所有者に同席をお願いする場合があります。
- * 市職員が関わるのは、原則として現地案内までです。物件売買、賃貸借の交渉および契約については宅建協会の媒介となります。

STEP 5 契約・入居

契約業務・入居に関する対応は宅建協会が行います。

【備考】

- * 契約事務以降は宅建協会が媒介します。契約事務以降は市職員は関わりません。
- * 入居された移住者の定住サポートは必要に応じて引き続き市職員が対応します。